

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の算定

平成20年4月から一部施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、平成19年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しました。

算定の結果、健全化判断比率は、いずれも国が定めた早期健全化基準を下回りましたが、資金不足比率は、3つの会計で経営健全化基準を大きく上回っています。

【健全化判断比率】

単位：％

指 標	平成19年度白老町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.33	20.00
②連結実質赤字比率	17.07	19.33	40.00
③実質公債費比率	14.9	25.0	35.0
④将来負担比率	191.3	350.0	

※実質赤字比率は、赤字額がないため、「—」と表示しています。

なお、一般会計等の実質収支は1億2千7百万円の黒字です。

【資金不足比率】

単位：％

指標	会 計	平成19年度白老町	経営健全化基準
⑤資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	国民健康保険病院事業会計	66.2	
	港湾機能施設整備事業会計	—	
	公共下水道事業会計	68.6	
	臨海部土地造成事業会計	0.5	
	工業団地造成事業会計	48.7	

※水道事業会計と港湾機能施設整備事業会計は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

○健全化判断比率および資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、議会定例会9月会議へ報告しています。